

# 北本市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年2月27日

北本市農業委員会

## 第1 基本的な考え方

北本市農業委員会は、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という）が連携し、「農地等の利用の最適化の推進」に取り組むため、農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づく指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を次のとおり定める。

なお、この指針は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案による改正後の農業経営基盤強化促進法（以下「改正基盤法」という。）第5条第1項に規定する埼玉県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する北本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年毎に検証・見直しを行うものとする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

### 1 遊休農地の解消目標について

#### （1）遊休農地の解消目標

遊休農地の増加を抑制するとともに、遊休農地について、年間0.5ヘクタールの解消を目指す。（平成28年度の遊休農地は、16.8ヘクタール）

#### （2）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員が連携して農地利用状況調査及び利用意向調査を行い、結果について速やかに農業委員会サポートシステムに反映する。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査を踏まえ、農地中間管理機構と密に連携を図る。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

120ヘクタールを目標とする。(平成28年度の集積面積は、112.3ヘクタール)

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

農業委員及び推進委員の現場活動等により把握した情報をもとに北本市と連携し、利用権設定等により農地利用集積を進める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

3経営体を目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

埼玉県、北本市及びさいたま農業協同組合と連携し、農業を始めようとする新規就農者へのサポート体制を構築する。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。